

岐阜県公報

号外(四) 平成三十一年四月二十六日

目次

規則

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(職員厚生課) 一

告示

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の変更
岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第二十八条第一項第三号の規定に基づく知事が定める率

(同) 二
(同) 四

規則

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七十三号

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年岐阜県規則第十一号)の一部を次のように改正する。
第四章に次の一条を加える。

(平成三十一年四月一日の前日までの間に支給すべき事由が生じた補償等の特例)
第二十八条 平成十九年四月一日から平成三十一年四月一日の前日までの間に支給すべき事由が生じた条例の規定による補償及び福祉事業(以下この項において「補償等」という。)のうち、平成三十一年四月一日前に算定された補償基礎額を基礎として支払われた補償等の額(条例の規定による年金たる補償並びに第十七条第一項の規定による年金たる傷病特別給付金、障害特別給付金及び遺族特別給付金(以下この項において「年金たる補償等」という。))にあつては、条例第十六条においてその例によることとされる地方公務員災害補償法第四十条第三項に規定する支払期月(同項ただし書に規定する場合にあつては、同項ただし書の規定により支払うものとされる月。以下この項において「支払期月」という。)にそれぞれ支払われた額の合計額(は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額)その額が零を下回る場合に

<p>は、零とする。)及び第三号に掲げる額を第二号に掲げる額に加えた額とする。</p> <p>一 平成三十一年四月一日以後に算定された補償基礎額を基礎として支払われる額(年金たる補償等にあつては、支払期月にそれぞれ支払われる額の合計額)</p> <p>二 平成三十一年四月一日前に算定された補償基礎額を基礎として支払われた額(年金たる補償等にあつては、支払期月にそれぞれ支払われた額の合計額)</p> <p>三 次のイ又はロに掲げる補償等に関する区分に従い、当該イ又はロに定めるところにより算定される額</p> <p>イ 年金たる補償等 第一号の支払期月にそれぞれ支払われる額から第二号の支払期月にそれぞれ支払われた額を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。)に、当該年金たる補償等の支給の対象とされた月を基準として知事が定める率を乗じて得た額の合計額</p> <p>ロ 年金たる補償等以外の補償等 第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。)に、同号に掲げる額が支給された日を基準として知事が定める率を乗じて得た額</p> <p>2 前項に定めるもののほか、同項の規定による支給の実施のために必要な事項は、実施機関が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>告 示</p>	<p>岐阜県告示第二百七十七号</p> <p>岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年岐阜県条例第四十二号)第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額を次のように変更する。</p> <p>平成三十一年四月二十六日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>次の表の上欄に掲げる告示の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲</p>
<p>げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>平成三十一年岐阜県告示第二百四十七号(岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額に関する告示の一部改正)の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる補償に係る補償基礎額に係る平成三十年岐阜県告示第二百五号(岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額に関する告示の一部改正。以下「平成三十年告示」という。)</p>	<p>平成三十年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる補償に係る補償基礎額及び休業補償に係る補償基礎額に係る平成二十九年岐阜県告示第百八十六号(岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額に関する告示の一部改正。以下「平成二十九年告示」という。)</p>	<p>平成二十九年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる補償に係る補償基礎額及び休業補償に係る補償基礎額に係る平成二十八年岐阜県告示第二百四十三号(岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額に関する告示の一部改正。以下「平成二十八年告示」という。)</p> <p>平成二十八年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる補償に係る補償基礎額及び休業補償に係る補償基礎額に係る平成二十七年岐阜県告示第二百三十二号(岐</p>
<p>三、九三〇円</p>	<p>三、九二〇円</p>	<p>三、九三〇円</p>
<p>三、九四〇円</p>	<p>三、九三〇円</p>	<p>三、九五〇円</p>

<p>卓県議会の議員その他非常勤の職員が定める額に関する告示の一部改正。以下「平成二十七年告示」という。）</p>	<p>三、九三〇円</p>	<p>三、九四〇円</p>	<p>卓県議会の議員その他非常勤の職員が定める額に関する告示の一部改正。以下「平成二十七年告示」という。）</p>	<p>三、九三〇円</p>	<p>三、九四〇円</p>
<p>平成二十六年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる補償に係る補償基礎額及び休業補償に係る補償基礎額に依る平成二十六年岐阜県告示第百二十八号（岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額に関する告示の一部改正。以下「平成二十六年告示」という。）</p>	<p>三、九五〇円</p>	<p>三、九七〇円</p>	<p>平成二十三年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる補償に係る補償基礎額及び休業補償に係る補償基礎額に依る平成二十三年岐阜県告示第百六十五号の二（岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額に関する告示の一部改正。以下「平成二十三年告示」という。）</p>	<p>三、九五〇円</p>	<p>三、九七〇円</p>
<p>平成二十五年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる補償に係る補償基礎額及び休業補償に係る補償基礎額に依る平成二十五年岐阜県告示第百七十一号（岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額に関する告示の一部改正。以下「平成二十五年告示」という。）</p>	<p>三、九五〇円</p>	<p>三、九七〇円</p>	<p>平成二十二年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる補償に係る補償基礎額及び休業補償に係る補償基礎額に依る平成二十二年岐阜県告示第百三十九号（岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額に関する告示の一部改正。以下「平成二十二年告示」という。）</p>	<p>三、九五〇円</p>	<p>三、九七〇円</p>
<p>平成二十四年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる補償に係る補償基礎額及び休業補償に係る補償基礎額に依る平成二十三年岐阜県告示第百三十七号の二（岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五</p>	<p>三、九四〇円</p>	<p>三、九六〇円</p>	<p>平成二十一年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる補償に係る補償基礎額及び休業補償に係る補償基礎額に依る平成二十一年岐阜県告示第百六十一号（岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五</p>	<p>四、一〇〇円</p>	<p>四、一一〇円</p>

条の三第一項の規定に基づく知事が定める額
に関する告示の一部改正)

岐阜県告示第二百七十八号

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十二年岐阜県規則第十一号)第二十八条第一項第三号の規定に基づく同号の知事が定める率を次のとおり定める。

平成三十一年四月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第二十八号第一項第三号の知事が定める率は、同号イにあつては支給の対象とされた月の初日、同号ロにあつては支給された日をそれぞれ算定対象日とし、次の表の上欄に掲げる算定対象日の属する期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。

算定対象日が属する期間の区分	率
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	〇・〇九
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	〇・〇八
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	〇・〇六
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	〇・〇五
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	〇・〇四
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	〇・〇三
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	〇・〇二
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	〇・〇一
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	〇・〇一
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	〇・〇一
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	〇・〇一
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	〇・〇一

平成三十一年四月二十六日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんどびあ十三 岐阜文芸社